

電話事業者認証機構 審査規則 費用に関する細則

- 1 本規則は電話事業者認証機構（機構）審査規則第 5 条に基づき、審査に関する費用およびその条件を定める。
- 2 本細則は、機構により、事前の通知なく改定される場合がある。
- 3 機構は別表 1 に定めた審査に関する費用を請求することができる。
- 4 機構は別表 2 に定めた現地審査に関する費用を請求することができる。尚、現地審査は機構が必要と判断したとき若しくは申請者がそれを要請した場合であって、実施する旨を双方が合意した場合に実施する。
- 5 登録者の申し出によって優良電話事業者認証登録証書、認証登録マークのいずれか若しくはその両方を機構が再発行した場合、機構は別表 3 に定めた費用を請求することができる。
- 6 機構は第 1 回審査の登録審査費用の特例措置として、別表 4 に定めた費用を請求することができる。その場合、別表 1 に定めた審査に関する費用は請求しない。

別表1 審査に関する費用

分類	費用	適用条件等
登録審査費用	26万円	1. 登録審査を実施する際の費用。 2. 審査にあたり現地審査を行った場合は別に現地審査に関する費用が発生する。
登録審査費用 (参加団体経由申請)	8万円	1. 申請者が電話事業者認証機構の参加団体の正会員であって、且つその参加団体を経由して登録審査を実施する場合の費用。 2. 審査にあたり現地審査を行った場合は別に現地審査に関する費用が発生する。
更新審査費用	26万円	1. 更新審査を実施する際の費用。 2. 審査にあたり現地審査を行った場合は別に現地審査に関する費用が発生する。
更新審査費用 (参加団体経由申請)	6万円	1. 申請者が電話事業者認証機構の参加団体の正会員であって、且つその参加団体を経由して更新審査を実施する場合の費用。 2. 審査にあたり現地審査を行った場合は別に現地審査に関する費用が発生する。

別表2 現地審査に関する費用

分類	費用	適用条件等
旅費交通費	(実費)	1. 東京都23区のいずれかを起点として、合理的な交通手段による移動及び宿泊に要した費用を請求する。
現地審査経費	1日あたり 5,000円	1. 距離にかかわらず費用を請求する。

別表3 優良電話事業者認証登録証書、認証登録マークの再発行に関する費用

分類	費用	適用条件等
優良電話事業者認証登録証書、認証登録マーク再発行	1登録者あたり 1万円	1. 再発行の請求時点で、登録が有効であることが必要。 2. 登録の有効期限日は再発行によって変更されない。

別表4 第1回審査のみに適用する登録費用の特例措置

分類	費用	適用条件等
登録審査費用	26万円	1. 登録審査を実施する際の費用。
登録審査費用 (参加団体経由申請)	5万円	1. 申請者が電話事業者認証機構の参加団体の正会員であって、且つその参加団体を経由して登録審査を実施する場合の費用。 2. 審査にあたり現地審査を行った場合は別に現地審査に関する費用が発生する。